

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	公益財団法人名古屋まちづくり公社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
工場等の名称	金山南ビル
工場等の所在地	名古屋市中区金山町一丁目1番1号
業種	不動産業、物品賃貸業
業務部門における建築物の主たる用途	ホテル・旅館
建築物の所有形態	賃貸ビル等(賃貸している建築物)
事業の概要	駐車場
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月25日 ~ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 金山南ビル10階 管理室
		ホームページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-684-2700		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当ビルは地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、ビルに入居する施設毎に事業活動を通じて温室効果ガスの排出を極力減少させるように取り組む。

1. 省資源、省エネルギー活動の推進

各施設毎に使用する電気、冷暖房等に要するエネルギー量を把握し、これらを極力減少させるような計画を施設毎に策定し、推進していく。

2. 環境に配慮した物品の使用

事業活動における事務用紙、パンフレット、ポスター等に用いる用紙は再生紙を極力使用すると共にその他日常的に使用する物品について、各施設毎に環境に配慮した物品の使用に配慮する。

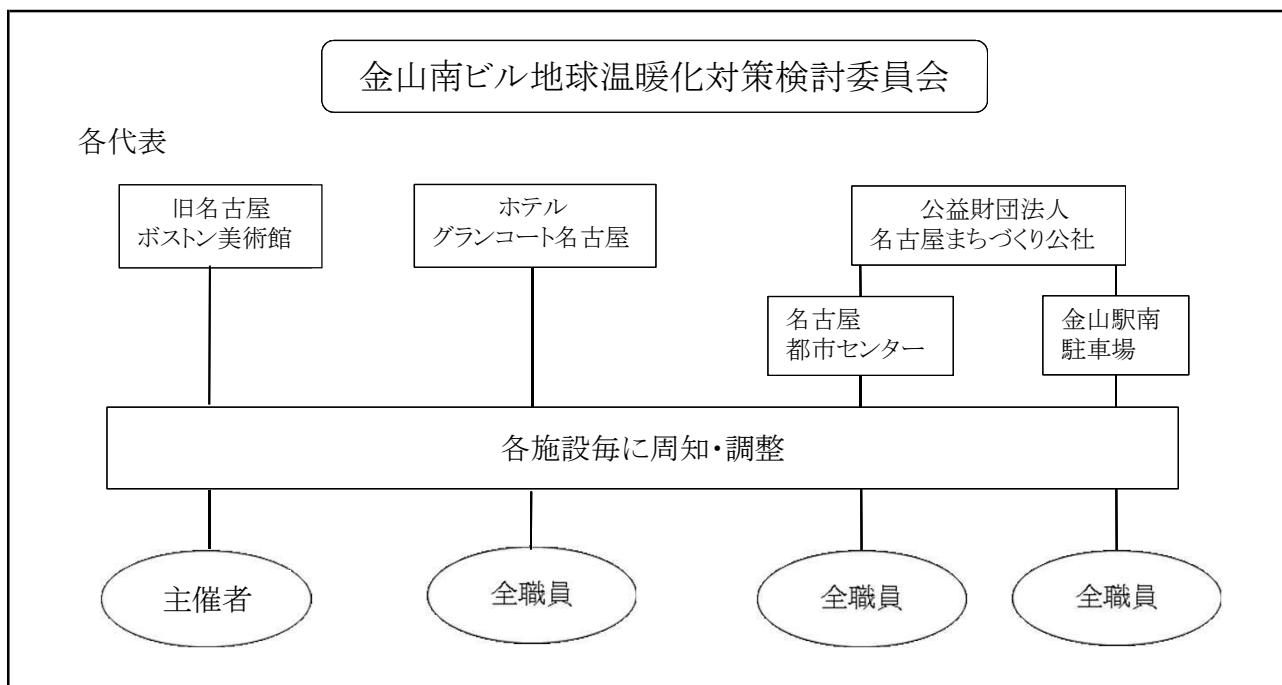
3. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

事業活動によって生じる廃棄物の発生量を極力低減させると共に、その廃棄物がリサイクルし易いように分別等を行い、リサイクル処理を行うよう各施設毎に検討し推進する。

4. 地球温暖化対策のための啓蒙活動

地球温暖化を促進する原因や温暖化を抑制するための活動について、各施設毎に職員に周知や啓蒙活動を行っていく。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和3年度）の温室効果ガス排出の状況

① (温を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素ス 換排 算出 量	①エネルギー起源二酸化炭素の排出量	125	t-CO ₂
	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふつ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		125	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 令和6年度 目標排出量		目標削減率	
	目標排出量	目標削減率	目標排出量	目標削減率	目標排出量	目標削減率
温室効果ガス 総排出量	125	t-CO ₂	121	t-CO ₂	3.0	%

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 令和6年度 目標排出量		目標削減率	
	目標排出量	目標削減率	目標排出量	目標削減率	目標排出量	目標削減率
原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

- ・温室効果ガスを1年間1%、3年間で3%削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標による単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> 事務所等の冷房28°C、暖房19°Cを徹底する。 空調機の更新時は、順次省エネ型に切り換える。 空調機フィルター掃除、保守点検を適切に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な室温管理 省エネ機種の採用 適正な運用管理
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明	<ul style="list-style-type: none"> 使用していない部屋、昼休み、時間外の消灯を徹底する。 事務所、機械室等の照明回路を改造し、使用しない部分を消灯可能にする。 機械室・共用部等、長時間照明を使用する場所の照明器具をLED化する。 各所照明器具更新の際には、LED等高効率の照明器具を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> こまめな節電 LED化の推進
省エネルギー・省資源の行動の実践・設備機器	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検及び修繕を適切に行い、エネルギーロスの少ない設備機器の運転を行う。 設備機器更新の際には極力現状より高効率の機器を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ機種の採用 適正な運用管理
省エネルギー・省資源の行動の実践・OA機器	<ul style="list-style-type: none"> 昼休み等長時間使用しないOA機器（パソコン・プリンター等）はこまめに電源を切る。 OA機器更新の際は省エネルギーの物を選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> こまめな節電 省エネ機種の採用
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 通知、連絡には電子メールを活用する。 両面コピー、裏面利用によりコピー用紙を削減する。 業務上発生したコピー用紙等を分別回収し、リサイクルする。 	<ul style="list-style-type: none"> ペーパーレス化の推進
水の使用性の合理化	<ul style="list-style-type: none"> 便所の洗浄水は雨水を利用する。 洗面所や、便所等の衛生器具は、節水型のものを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 節水の推進

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・駐車場内全照明器具のLED化を計画する。
- ・文房具はグリーン購入法の対象品を購入する。
- ・コピー用紙及びパンフレット等については、再生紙を利用する。
- ・古紙及び雑紙の分別回収を実施する。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- ・毎月第3水曜日の昼休みに、当課及び各テナント等から数人ずつ参加して、金山駅南口の美化活動を実施する。
- ・定時退社を心掛け、照明及び空調電力の節減に努める。